

表3-1 沈下及び水平度測定の実施時期

タンク の 区 分	沈 下 測 定			新設等沈下測定	臨時沈下測定	水 平 度 測 定
	定 期 沈 下 測 定		実 施 時 期			
	条 件					
特定タンクで地盤面直置円筒型屋外貯蔵タンクを有するもの	A	不等沈下率が、3年間継続して1/300未満であったもの1年に1回以上のうち、直近における不等沈下率が1/600未満のもの	3年に1回以上 <sup>※2</sup>	水張試験時、水張試験後3月、6月、12月を経過したときに実施し、それ以後は、定期沈下測定によること	① 目視による点検等において異常が認められた場合 ② 屋外タンク貯蔵所の周囲でタンクの基礎・地盤に影響を与えるおそれのある工事が行われた場合 ③ 屋外タンク貯蔵所に影響を与えるおそれのある地震等が発生した場合	水張試験前及び水張試験時
	B	不等沈下率が、3年間継続して1/300未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1/600以上1/300未満のもの	2年に1回以上 <sup>※2</sup>			
	C	A・B以外のもの	1年に1回以上			
準特定タンクで地盤面直置円筒型屋外貯蔵タンクを有するもの	A	不等沈下率が、3年間継続して1/150未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1/300未満のもの	3年に1回以上 <sup>※2</sup>			
	B	不等沈下率が、3年間継続して1/150未満であったもののうち、直近における不等沈下率が1/300以上1/150未満のもの	2年に1回以上 <sup>※2</sup>			
200倍タンクで地盤面直置円筒型屋外貯蔵タンクを有するもの	C	A・B以外のもの	1年に1回以上			
その他タンク <sup>※1</sup>	目視等による点検を1年に1回以上実施すること					

注) ※1 その他タンクとは、次に掲げる屋外タンク貯蔵所をいう。

- ① 特定タンク、準特定タンク及び200倍タンクで、かつ地盤面直置円筒型屋外貯蔵タンク以外のもの。
- ② 液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもので、最大数量が500k1未満で、かつ指定数量の200倍未満のもの。
- ③ 固体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの。

※2 不等沈下量の測定による点検を行わない期間においては、1年に1回以上の目視による点検を実施すること。

参考) 特定タンクにおける定期沈下測定の実施時期の例については、P.17の参考図を参照とすること。